

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

千葉県条例第二号

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県内におけるディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出を抑制し、これによる環境への負荷の低減を図るため、ディーゼル自動車の運行及びその使用する燃料の適正化に関し必要な規制等を行うことにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ディーゼル自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。)第二条第二項に規定する自動車であつて、ディーゼルエンジンを搭載するものをいう。

2 この条例において「特定自動車」とは、ディーゼル自動車のうち、次の各号に掲げる自動車であつて、法第五十八条の規定により有効な自動車検査証の交付を受けたものをいう。

一 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車(法第三条に規定する普通自動車及び小型自動車をいう。次号及び第三号において同じ。)であつて、散水自動車、霊きゆう自動車その他の種類の用途に供する自動車(次号及び第三号において「特定自動車」という。)以外のもの

二 人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車及び小型自動車であつて、特種自動車以外のもの

三 特種自動車である普通自動車及び小型自動車であつて、規則で定めるもの  
(排出基準)

第三条 知事は、県内における大気汚染の状況を勘案し、特定自動車から排出される粒子状物質の量に関する許容限度(以下「排出基準」という。)を規則で定めるものとする。

2 知事は、排出基準を定めようとするときは、千葉県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(排出基準の遵守)

第四条 特定自動車の使用者又は運転者は、排出基準を超える量の粒子状物質を排出する特定自動車を、県内において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定自動車を緊急に運行する必要がある場合は、この限りでない。

(特定自動車から排出される粒子状物質の量)

第五条 前条の規定を適用する場合における特定自動車から排出される粒子状物質の量は、次の各号に掲げる特定自動車ごとに、それぞれ当該各号に定める値とする。ただし、当該特定自動車について、規則で定める方法により測定された値が別にあるときは、当該測定された値とする。

一 法第七十五条第一項の規定による型式の指定（次号及び次項において「型式の指定」という。）を受けた特定自動車又は法第七十五条の二第一項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置（装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第六号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。）を備えた特定自動車 これらの型式の指定の際判定された粒子状物質の排出量の値

二 前号に掲げる特定自動車以外の特定自動車であつて、法第五十九条第一項の規定による新規検査又は法第七十一条第一項の規定による予備検査（以下「新規検査等」という。）を受けたもの 当該特定自動車が法第四条の規定による登録を受けた日において当該特定自動車と同じ種別の特定自動車について型式の指定を受けたときに適用された法第四十一条に規定する粒子状物質の技術基準に定められた平均値（当該平均値が定められていないものにあつては、当該平均値に相当するものとして知事が別に定める値）

2 法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に型式の指定を受け、又は新規検査等を受けた特定自動車について前条の規定を適用する場合は、当該特定自動車から排出される粒子状物質の量は、前項の規定にかかわらず、当該特定自動車と同じ種別の特定自動車について、法第四十一条の規定により初めて定められた粒子状物質の技術基準に相当するものとして知事が別に定める値とする。ただし、当該型式の指定又は当該新規検査等を受けた特定自動車について、規則で定める方法により測定された値が別にあるときは、当該測定された値とする。

（粒子状物質減少装置の装着）

第六条 排出基準を超える量の粒子状物質を排出する特定自動車は、知事が指定する粒子状物質の量を排出基準以下に減少させる装置（以下「粒子状物質減少装置」という。）を装着した場合は、排出基準に適合する特定自動車とみなす。ただし、排出基準が変更され、当該粒子状物質減少装置の装着により、変更前の排出基準に適合する特定自動車とみなされた特定自動車から排出される粒子状物質の量を変更後の排出基準以下に減少させることができない場合は、この限りでない。

2 粒子状物質減少装置を装着した特定自動車の使用者は、当該特定自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に当該粒子状物質減少装置の点検をし、及び必要な整備をしなければならない。

（運行禁止命令等）

第七条 知事は、排出基準に適合しない特定自動車が県内において運行されていると認めるときは、当該特定自動車の使用者又は運転者に対し、当該特定自動車を県内において運行し、又は運行させてはならないことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた者から当該特定自動車が排出基準に適合することを証するものが提出され、かつ、知事がこれを適当と認めるときは、知事は、当該命令を解除するものとする。

（猶予期間）

第八条 第四条から前条までの規定は、法第四条の規定により初めて登録を受けた日から起算して七年間（次の各号に掲げる特定自動車にあつては、規則で定める期間）は、適用しない。

一 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域の区域外のみを運行すると認められる特定自動車

二 第二条第二項第三号に掲げる自動車で規則で定めるもの

(荷主等の義務等)

第九条 反復継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、当該委託を受ける者の特定自動車の運行に相当程度関与すると認められるもの(以下「荷主等」という。)は、当該委託を受ける者が第四条の規定を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

2 知事は、荷主等が前項の規定に違反していると認められるときは、当該荷主等に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた荷主等が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(粒子状物質の量を増大させる燃料の使用禁止)

第十条 ディーゼル自動車運行の用に供する者は、ディーゼル自動車から排出される排出ガスに含まれる粒子状物質の量を増大させる燃料として規則で定めるものを県内においてディーゼル自動車の燃料に使用してはならない。

(使用禁止命令)

第十一条 知事は、前条の規定に違反してディーゼル自動車を運行していると認めるときは、当該ディーゼル自動車を運行し、又は運行させている者に対し、前条に規定する燃料をディーゼル自動車の燃料に使用しないことを命ずることができる。

(粒子状物質の量を増大させる燃料の販売禁止)

第十二条 ディーゼル自動車に使用される燃料を販売する者は、第十条に規定する燃料をディーゼル自動車の燃料として販売してはならない。

(販売禁止命令)

第十三条 知事は、前条の規定に違反して燃料を販売している者に対し、当該燃料を販売しないことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する対策上必要があると認めるときは、ディーゼル自動車を運行し、又は運行させている者、ディーゼル自動車に使用される燃料を販売する者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する対策上必要があると認めるときは、当該職員に、ディーゼル自動車を停車させ、当該ディーゼル自動車に立ち入り、又はディーゼル自動車を運行し、若しくは運行させている者の事業所、ディーゼル自動車に使用される燃料を製造し、若しくは販売する者の事業所その他の必要と認められる場所に立ち入り、ディーゼル自動車、ディーゼル自動車に使用される燃料、ディーゼル自動車に使用される燃料を製造する設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは無償で収去させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十六条 第七条第一項、第十一条又は第十三条の規定による命令に違反した者は、五十

万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から一年三月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。ただし、第四条から第九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後、県内における大気の汚染の状況等を勘案し必要があると認めるときは、排出基準に検討を加え、その結果に基づいて必要な見直し等の措置を講ずるものとする。